

ビタミンM

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成27年4月号)

<今月のトピックス>

- ・ マイナンバー制度がスタートします！
- ・ 平成27年度の各種保険料率について



マイナンバー制度がスタートします！

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

「マイナンバー」とは？

- ・ マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号です。
- ・ 社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・ 正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

詳細は内閣官房HPの「マイナンバー」のページをご覧ください。
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバー制度導入のスケジュール

平成27年10月

マイナンバーの通知

- ・ 市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付され、マイナンバーが通知されます。
- ・ 通知カードを受け取られた方は、申請により、「個人カード」の交付を受けることができます。

平成28年1月

利用開始！

- ・ 年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務にマイナンバーが利用されます。
- ・ **民間企業でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。**

企業・事業者の対応

- ・ 社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員からマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・ マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、従業員を監督し、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- ・ 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。

<必要な対応>

- 社内規程の見直し(取扱規程など)
- 社会保険関係書類等の書式変更への対応
- 安全管理措置(担当者の監督、漏洩防止など)
- 担当者に対する研修、勉強会の実施

雇用保険関係書類は平成28年1月、
社会保険関係書類は平成29年1月
より新書式での提出となります。



平成27年度の各種保険料率について

①

今年健康保険料率などの変更はありますか？変更がある場合、いつから変更すればいいのでしょうか。



②

はい、今年健康保険料率・介護保険料率について変更することが決定しています。関西の各都道府県の料率は次のとおりです。(労働者負担、事業主負担の合計です)

健康保険(協会けんぽ)						介護保険	
滋賀県	9.94%	京都府	10.02%	大阪府	10.04%	全国一律	1.58%
兵庫県	10.04%	奈良県	9.98%	和歌山県	9.97%		

その他の都道府県はこちらをご参照ください。
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h27/270228>

③

また今年の変更は、例年より1ヶ月遅れて4月分(5月納付分)からとなりますので、ご注意ください。



④

また、厚生年金保険料率は毎年9月に変更されることになっていますので、今回は変更の必要はありません。

⑤

なるほど。今回は健康保険料率と介護保険料率の変更が必要ということですね。



⑥

また、雇用保険料率は毎年9月に変更されることになっていますので、今回は変更の必要はありません。

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に「事業所名・お名前・メール配信希望」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



近畿社会保険労務士事務所(日本経営グループ)
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 社会保険労務士 竹中 道代

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H27.3.19
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG